

審査ニュース 141号

請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療保険委員会

今回の審査ニュースも、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスと、特殊な例を今回は取り上げてみました。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付されそこで必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度、審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- 1、自家製剤加算と保険適応外の医薬品
- 2、自家製剤加算（予製）と保険適応外の医薬品
- 3、嚥下困難者用製剤加算の考え方

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

・審査ニュース・

事例1 (査定事例) 自家製剤加算と保険適応外

白色ワセリン「ケンエー」 30g
 ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒 (医療用) 6g
 外用 1日1回患部に塗布

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5・30	5・30	白色ワセリン「ケンエー」30g ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒(医療用)6g 【外用】1日1回患部に塗布	16 5	1	10	16 5	自 90 0
摘要									

【再審査等請求理由】

ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒 (医療用) が白色ワセリンとともに外用で請求され、自家製剤加算が算定されています、いかがでしょうか？



【再審査の結果】

ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒 (医療用) は保険上、内服薬としての適応症しか認められていません。
 白色ワセリンと混合して外用薬に製剤したとしても、ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒 (医療用) は保険適応外として薬剤料および調剤料の算定は認められず、査定処理となります。
 従ってこの場合、自家製剤加算の算定は認められませんが、白色ワセリンの薬剤料および調剤料の算定は認められます。
 当然、ツムラ白虎加人參湯エキス顆粒 (医療用) は外用での使用は保険適応外となるため、疑義照会の対象と考えられます。疑義照会により医師がそのまま外用薬として調剤するよう指示があり、レセプト摘要欄に指示内容のコメントがあれば医療機関の責となります。疑義照会がなく、コメントも不備であれば薬局から査定されます。
 自家製剤加算を算定する場合、製剤するすべての医薬品が変更された新しい剤形において、保険適応があるかを検討する必要があります

事例2 (原審と査定事例) 自家製剤加算(予製)と保険適応外

酸化亜鉛 1.5g
 グリセリン 1.5ml
 キョウニン水「ケンエー」 1ml
 精製水 26ml
 外用 (混合) 1日3回全量30ml

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5・30	5・30	酸化亜鉛 1.5g グリセリン 1.5ml キョウニン水「ケンエー」1ml 精製水 26ml 【外用】1日3回全量30ml(混合)	1	1	10	1	予18
摘要									

【再審査等請求理由】

予製剤加算について
 上記の処方では自家製剤加算(外用薬液剤)45点の予製剤として9点ではいかかでしょうか?



【再審査の結果】

上記の処方内容はリニメント剤と考えられます。したがって外用薬リニメント剤の自家製剤加算90点の20/100である18点の請求をされていると考えられ、18点の予製剤の請求は妥当であり原審と判断されました。
 しかし、キョウニン水「ケンエー」は内服薬としての適応しか認められておらず、外用での使用は保険適応外となるため、疑義照会の対象と考えられます。疑義照会により医師がそのまま外用薬として調剤するよう指示があり、レセプト摘要欄に指示内容のコメントがあれば医療機関の責となり、疑義照会がなくコメントも不備であれば薬局の責となります。
 (このケースでは単位薬剤料点にかわりはありません)

・審査ニュース・

事例3 (原審事例) 嚥下困難者用製剤加算

テルギンGドライシロップ0.1% 0.4g
 ヨクイニンエキス錠「コタロー」 2錠
 内服 1日2回朝夕食後(ヨクイニンは粉砕) 7日分

再審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	5・30	5・30	テルギンGドライシロップ0.1% 0.4g ヨクイニンエキス錠「コタロー」 2錠 内服 1日2回朝夕食後(ヨクイニンは粉砕) 7日分	2	7	35	14	困 80
摘要	5/30ヨクイニン：小児は錠剤粉砕したほうが全体量を減らせるため								

【再審査等請求理由】

ヨクイニンエキス錠は、ヨクイニンエキス散があります
 単に処方を混合したのであれば計量混合調剤加算45点ではないでしょうか？



【再審査の結果】

ヨクイニンエキスには錠剤と散が薬価収載されていますが、処方箋に医師の粉砕指示があつて、摘要欄には「小児は錠剤粉砕したほうが全体量を減らせる」旨のコメントがありますので、医療上の必要性があると考えられます。ポリウムを減らし嚥下し易くするためと考えられるため、原審処理 となりました。
 ちなみに、剤形を加工したものをを用いて他の薬剤と計量混合した場合の計量混合調剤加算は算定できません。

調剤報酬点数表の解釈(平成24年版) p30(4) 参照
 保険調剤Q&A(平成24年版) Q39 参照

< 支払基金の「突合点検」結果について >

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容		保険薬局への 査定内容	請求点数	査定結果	査定 事由
ナウゼリン処方なし			ナウゼリン坐剤30	2個	処方箋内容と不一致	21	0	C
ガスロンN・OD錠4mg	2錠	5日	ガスロンN・OD錠4mg	5錠	処方箋内容と不一致	165	65	B
レンドルミンD錠0.25mg	1錠	30日	レンドルミンD錠0.25mg	1錠	35日分調剤 30日分へ査定	105	90	D
ガスモチン錠5mg	6錠	7日	ガスモチン錠5mg	7錠	処方箋内容と不一致	91	84	B
メグルコ錠250mg	4錠	28日	メデット錠250mg	4錠	メデットは3錠上限	112	84	B
フロモックス錠75mg	6錠	3日	フロモックス錠75mg	6錠	服用方法のコメントもれ (フロモックス錠100mgの査定)	133	99	B
フロモックス錠100mg	3錠	2日	フロモックス錠100mg	3錠				
クラビット錠500mg	1錠	1日	クラビット錠500mg	1錠	服用方法のコメントもれ (クラビット錠500mgの査定)	156	108	B
レボフロキサシン錠100mg	3錠	4日	レボフロキサシン錠100mg	3錠				